○八・一二	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボレンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、バッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	B 3	七・二％	
○八一二・一〇	桃、梨及びベリー	A		
○八一二・九〇	ベリー	B 3	七・二％	
	桃及び梨	A		
	その他のもの	B 7	七％	
	カムカム	A		
	その他のもの	B 10	一二％	
	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	X		
○八一二・一〇	さくらんぼ	B 10	一七％	
○八一二・九〇	その他のもの	X		
	バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ（ポメロを含む。）	B 10	一七％	
	その他のもの	A		
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	B 10	一二％	
○八・一三	くり（カスタネア属のもの）	A		
○八一三・一〇	その他のもの	B 7	七％	
○八一三・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	A		
○八一三・三〇	その他のもの	B 3	七・二％	
○八一三・四〇	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	X		
	あんず	B 10	一二％	
	プルーン	A		
	りんご	B 7	九％	
	その他の果実	A		
	ベリー	B 10	九％	
	その他のもの	X		
	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボレンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、バッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びサントル	B 10	九・六％	
○八一三・五〇	干し柿	A		
	その他のもの	B 10	一二％	
	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	X		
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり（カスタネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コラ属のもの）、第〇八〇二・九〇号のナット又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	A		
	その他のもの	B 10	九％	
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	B 5	九％	
		B 10	九％	
		A		
		B 10	一二％	
		A		
		B 10	九％	
		A		
		B 7	九％	
		A		
		B 10	一二％	
		A		
		B 10	一二％	
		A		
第九類				
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
	コーヒー（煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	A		
○九〇一・一一	コーヒー（煎ったものを除く。）	A		
	カフェインを除いてないもの	B 10	一二％	
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの	A		

○九〇一・二一	コーヒー（煎ったものに限る。）			
	カフェインを除いてないもの	B 3	一二％	
○九〇一・二二	カフェインを除いたもの	A		
○九〇一・九〇	その他のもの	B 3	一二％	
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）			
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	B 10	一七％	
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）			
	くず（飲用に適するものを除く。）	B 10	一七％	
○九〇二・三〇	その他のもの	A		
	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	B 10	一七％	
○九〇二・四〇	紅茶			
	その他のもの	B 10	一二％	
	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶			
	くず（飲用に適するものを除く。）	A		
○九〇三・〇〇	その他のもの			
○九・〇四	紅茶	A		
	その他のもの	B 10	一七％	
○九・〇五	マテ	B 10	一七％	
○九・〇六	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	A		
○九・〇七	バニラ豆	A		
○九・〇八	けい皮及びシンナモンツリーの花	A		
○九・〇九	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	A		
○九・一〇	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	A		
	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	A		
○九一〇・九一	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	B 10	一七％	
○九一〇・九九	しょうが	A		
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	B 10	一二％	
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	A		
	その他のもの	B 10	一七％	
	破砕し又は粉砕したもの	A		
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	B 10	一七％	
	その他のもの	A		
	サフラン	B 10	一七％	
	うこん	A		
	その他の香辛料	B 10	一七％	
	この類の注1(b)の混合物	A		
	カレー	B 10	一七％	
	その他のもの	A		
	その他のもの	B 10	一七％	
第一〇類				
○一〇・〇一	穀物			
○一〇・〇二	小麦及びメスリン	A		
○一〇・〇三	ライ麦	A		
○一〇・〇四	大麦及び裸麦	A		
	オート	A		
	その他のもの	B 7	七・二％	